

## 会 議 記 録

会議名称	第3回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	平成22年3月16日(火)午後6時07分～午後7時55分
場 所	中棟6階 第4会議室
出席者	委員 長谷川、高橋、林、杉山、磯、樋口、春原、若宮、大森、和久井、 塩谷(植田委員代理) 区側 保健福祉部管理課職員
配布資料	団体要件確認表及び変更協議についての追加資料
会議次第	1 開会 2 議題 (1)福祉有償運送団体に関する協議等 ・「特定非営利活動法人 杉並移送サービス」の料金協議について (団体要件確認表：事前配付) ・「特定非営利活動法人 福祉送迎サービス・杉並」の料金協議について (団体要件確認表：事前配付) ・「特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並」の料金協議について (団体要件確認表：事前配付) (2)次回運営協議会について 3 閉会

事務局 時間を過ぎまして、申しわけありませんでした。

第3回杉並区福祉有償運送運営協議会を開会させていただきたいと思います。

なお、本日、副会長の保健福祉部管理課長が、急な所用で欠席させていただいております。また、交通対策課長も所用で欠席しておりまして、代理で塩谷係長に出席していただいておりますので、ご了解いただければと思います。

それでは、年度末の大変お忙しい時期、また夜分にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、先だって2月の会議の際には、長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。今回は引き続きということで、前回の議論を踏まえて、再度、審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、会長、ごあいさつ含めて議事の進行をお願いしたいと思います。

長谷川会長 皆さん、こんばんは。第3回運営協議会ということで、前回、協議が整わなかった部分について、今回、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

前回、問題になった部分のみ今回協議させていただくということで、団体の方でも資料等を用意していただいておりますので、そのことを中心に進めていきたいと思います。

議題に入ってよろしいでしょうか。

そうしましたら、福祉有償運送団体に関する協議等ということで、3団体の料金協議について進めていきたいと思います。

今回は、軽介助料金についてということで、3団体とも、前回の議論を踏まえて団体の方で検討していただきました結果、今回の資料を用意していただいたと聞いております。

それでは、内容について事務局からご説明いただきたいと思います。内容が軽介助料金ということで、3団体とも同じ事項についてですので、協議の方も、説明の部分は3団体続けて進めたいと思いますので、まずは事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、福祉送迎サービス・杉並についてです。団体要件確認表ですがけれども、6番までは前回書いてあった内容のとおりです。7番目の運送の対価ということで、変更協議の内容が別紙1になっております。

軽介助料金（案）について、「前回の運営協議会での内容を検討した結果、以下のとおり修正して申請いたします。乗車前あるいは降車後の軽介助、利用者の乗った車いすを操作すること、歩行器や杖をご利用の利用者を見守ること、荷物をお持ちすること、その他の見守り、お手伝い等の行為を利用者から依頼された場合には、1運行内での合計15分ま

での軽介助に対して250円、以後15分までごとに250円の軽介助料金を設定する。また、買い物、院内介助等の場合、往復運行にも車両を降車してから乗車前までの軽介助に要した時間が、15分までは250円、以降15分までごとに250円とする」となっております。

「参考」として、前回協議会後の2月27日、3月2日、3月6日に、利用者のAさんというケースで、透析後のベッドから乗車前までの時間を実際に測定したところ、2月27日は18分、3月2日は22分、3月6日は20分の軽介助の時間を要したということになっております。

以上が福祉送迎サービス・杉並の説明とさせていただきます。

続きまして、おでかけサービス杉並についてです。

こちら1から6の内容は、前回お出しした団体要件確認表に書かれているとおりです。7番の「運送の対価」ということで、今回、変更協議の内容が別紙1として「料金改定に伴う軽介助料金について（案）」について、「料金改定に伴う軽介助料金について、2月23日に開催された運営協議会での協議結果を団体に持ち帰り、再度、検討した結果、以下のとおり修正して申請いたします」として、車両に乗車する前と降車後の見守りや付き添い等の軽介助を利用者から依頼された場合は、1運行内での合計15分までの介助に対して250円、以降15分までごとに250円の軽介助料金を設定するという内容になっております。

以上が、おでかけサービス杉並についての内容になります。

続きまして、3番目、杉並移送サービスについての説明をさせていただきます。

こちら、やはり団体要件確認表の1番から6番については、前回お出しした資料のとおりです。7番「運送の対価」、こちらが変更協議の内容を別紙1のとおりとなっております。Aが透析医療機関による検証の結果ということで、具体的な時間が書かれています。まず1番のところ、降車介助、病室までの移動で3～7分かかり、着がえは5分～7分、院内待機は0～10分、血圧測定が2分、体重測定が1分、ベッドの移動、整理が5分～7分、ロッカー整理が1～2分、車両までの移動が2分～5分ということになっていて、最短でも19分、最長だと41分かかるといった内容になっております。

2番目は「透析後、院内介助の場合」ということで、病室までの移動が2～5分、院内待機が0～15分、ベッドの整理・車いすへの移動が5分～7分、血圧の測定が2分、体重測定が1分、着がえが5分～7分、ロッカー整理が1～2分、車両までの移動が3～7分ということで、あと、乗車介助という内容になっておりまして、最短で19分、最長だと46分ということに記載しております。

B「利用者及び家族との話し合いの結果」ということで、「透析患者の介助は患者の心

を理解した者の心からの介助が必要で、時間ではなく内容の問題であり、安かろう悪かろうのサービスは必要ない。安全第一で快適な介助が必要」となっております。

「結論」ということで、上記より、透析後の介助においては、少なくとも20分～30分の時間となる。また、利用者様との話し合いにより、時間ではなく、心の介助をとのお言葉より、当者は30分を1単位として介助時間の設定を申請するが、介助サービス開始に当たっては、利用者との綿密な打ち合わせにより、その内容をご利用者様と納得の上、設定していきますというような形で、資料を整理させていただいております。

私からは以上になります。

長谷川会長 はい。ありがとうございました。

各団体の方、委員以外の方でご説明等いただける方にはオブザーバーとして参加していただきたいと思いますが、最初にお話ししましたとおり、前回、論点については十分出尽くしたかと思えます。長時間、議論いただき、ありがとうございました。それを団体の方に持ち帰っていただいて、簡単に言ってしまうと、時間の刻みの部分、もう一度お考えいただけないかということで、お持ち帰りいただいて、きょうの協議会ということになっておりますので、3団体についてまとめて進めさせていただいて、最後の協議会としてどのように最終的な結論を持つかというところについて、団体ごとという進め方にさせていただきたいと思えます。

今の事務局からの説明を受けまして、各団体から、今回こういった資料を出していただいた経緯について、簡単にご説明いただければと思えます。

福祉送迎サービス・杉並・長谷川氏 福祉送迎サービス・杉並の長谷川です。

前回の運営協議会を踏まえまして、透析の対象の方1名の時間を測定してみました、まだ3回ですけれども、ベッドから車に乗る前まで18分とか22分とか24分とか20分とかいうような時間がかかっておりますけれども、この方、透析を始めて3カ月ぐらいですから、もう少し落ちつけば時間が短くなるかなという想定も含め、やはり15分刻みの方が、利用者の立場に立っても、理解をさらに得やすいかと考えまして、この15分刻みの時間帯を設定いたしました。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございました。

では、続きまして、おでかけサービス杉並さんからご説明をお願いします。

おでかけサービス杉並・野口氏 おでかけサービス杉並の野口と申します。

おでかけサービスは、時間制でやっていた関係で、お一人で乗られて見守り等をしているというケースが以前からありまして、現在は6名の方がお一人で乗られて、見守り等をさせていただいております。その中で、長時間にわたる方もいらっしゃいますし、短時間で終わる方もいらっしゃいますが、15分以内で終わる場合もありましたので、今まで時間制でやっていたときも15分刻みだった関係もありまして、その方がご利用者様もご理解していただけるのかなということも考えまして、15分でもいいのではないかなというような結論に至りましたので、今回15分ということで修正して申請させていただきました。

よろしくお願いいいたします。

長谷川会長 ありがとうございます。

そうしましたら、最後に、杉並移送サービスさんからご説明をお願いします。

杉並移送サービス・若宮氏 杉並移送サービス、若宮でございます。

前回の協議会では、15分、30分ということが一番問題になりました。我々も、改めてこれについて協議をし、さらには利用者さんとも時間をかけてお話をさせていただきました。そうしましたところ、介助が必要な場面というのはどういうものがあるんだろうかということが、まず一つ目のポイント。

これについては、まず、利用者さんの、例えば買い物であるとか、お墓参り、お花見、行事の参加とか、そういうことに介助を利用したいというのが一つ。それから、二つ目が、やはり院内の介助。ただ、これは透析以外の、通常の通院の介助、あるいは、健診等の介助が二つ目。そして、3番目が、透析前後の院内介助。大きく分けて、この三つに、大別できるのではないかと思います。

そのうちの1番目、いわゆるプライベート、買い物、墓参、その他、こういうことについては15分や10分で終わる介助というのは、まずあり得ないので、我々としては、あくまでもやはり30分1単位で通したい。それから、病院の通院とか健診ですけれども、これもやはり、今、病院も非常に込んでおりますし、10分や15分で終わる介助は、まずあり得ないということで、この1、2番については、あくまでも30分1単位で通したいと。それから、3番目の透析前あるいは透析後の介助、ここがやはり一番不透明な部分と思われた気もしましたので、私どもとしまして、この部分を徹底的に検証させていただきました。

現在、私どもでは、私どもの利用者様の透析の送り迎え、今、8医療機関で行っておりまして、仮にこのサービスが受理されたとしますと、まず、すぐに想定されるのが3医療機関ございましたので、利用者様のご了解をとりながら、この3医療機関、4件につきまし

て、2週間にわたって検証を行ってまいりました。この検証の結果が、この別紙の方にございます。特に、病室までの移動の、3分から7分、随分差があるんじゃないのかと、こう言われるかもしれませんが、これはやはり病院による構造といたしますか、違いがございます。ちなみに3医療機関、ご存じかどうかわかりませんが、まず一つ目が東高円寺クリニック、これは杉並区高円寺にございます。2番目が吉祥寺にありますあさひ病院、それから、3番目が新宿区河田町にあります東京女子医大の透析センター、この三つの医療機関ではあったんですが、やはり、特に、女子医大の場合には、相当移動にも時間がかかるということ。あさひ病院にしても、これは3階が透析室ですが、真ん前に駐車場がないということで、ちょっとその辺の移動もかかったかなというのもございましたので、3分から7分というのは一応そういう病院の構造によって違うことでございます。

あと、そのほかは、着がえというのは個人差がございますので、特に女性はちょっと長いし、男性は短いかなというところはございます。

それと、お客様を運んでいるときは、やはり相当慎重にやりますし、エレベーターも、1回、2回待つこともありますけども、帰りは空車いすだったり、自分たちだけだったりするので、階段をおりたりという形でかなり短縮できましたので、帰りについてはかなり短縮をした時間になっております。

いずれにしても、最短でも19分が、これはもう、透析前介助でも透析後介助でも大体同じ時間。これは最短の合算なので、必ずしも19分でできるということではございませんけども、大体平均的に考えますと、22分から25、26分、27分ぐらいが平均というか、大体このぐらいの時間が妥当なところではないかというような検証が出てまいりました。

そこで、お客様ともお話は実際にさせていただきました。そして、実際、これを15分単位で切って、例えば、500円の半分の250円としてできるサービスがあったらどうお考えになりますかというお話をしたところ、逆に、それはやめてくださいというお話がございます。というのは、現在19分でやっているサービスを、無理に15分に詰めて、安いから詰めてやったことを想定したときに起こるのは、やはり事故であるだろうと。患者さんの介助というのは、あくまでも慎重に、時間によらないでやる介助というのが必要じゃないのか。これは我々もそうだと思いますし、利用者様からとってみれば、もっともっと大事なことだと思うんですね。そこに私が書かせていただいた、「安かろう悪かろうのサービス」というのは、要するに時間を短くすればいいということではないということを僕はちょっと書きたかったものですから、表現は悪いかもしれませんが、安かろう悪かろうのサ

ービスは要らないと書かせていただきました。

やはり総合的に考えて、利用者さんも、そんなの別に構わないよと。31分だったら1時間分とればいいという声が圧倒的に多かったのが事実です。とにかく慎重に、安全に、快適な介助をしてほしい。それが利用者様の願いだというお話がありました。

そんなところを踏まえて、私どもとしましては最初に申請をさせていただいた、30分を1単位として申請させていただきたいということで、今回の協議会に至りました。

以上でございます。

長谷川会長 ありがとうございます。

3団体とも、前回の協議会から時間がない中、利用者の方とお話をさせていただいたり、実際にはかっていたり、現状を踏まえた検討をして、資料をまとめていただき、本当にありがとうございました。

そうしましたら、今の説明を踏まえまして、協議の方を進めていきたいと思えます。先ほどもお話ししましたがけれども、どの団体からということではなく進めていきたいと思えます。本来であれば、NPOの委員の方は、ここは入る入らないというものを明確にして進めるんですが、この協議に関しましては、特にここから入りますとかということではなく、自由に意見を出していただいて、協議の場面で、もう一度整理させていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、今の説明を踏まえまして、前回出ました論点もありますけれども、何か質問、ご意見がございましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

杉山委員 よろしいですか。すみません。杉山です。

前回、私が15分でということをお願いをして、3団体のうち二つは15分ということなので、本当にもう、何も申し上げることはないし、値段の高い安いを言っているんじゃないかと、時間当たりにすると、1,000円が2,000円の大きさになってしまうということをお願いをしたわけですが、前回、おでかけサービスの樋口代表から、時間制を区内の統一性というか、わかりづらいから距離制に直しましたと、三つが同じ物差しになりましたと、収入はちょっと落ちるかもしれないし大変なんですというふうなお話がありました。これ、最後の団体の方だけ違うやり方をすると、区内の統一性ということであると、ちょっと統一が図れないなど。その辺のところも協力してもらえばいいんじゃないかなと。

値段を下げると言っているんじゃないし、今このお話を聞いていて、透析に特化してお話をされているわけで、透析以外にもやらないんですか。それとも、ちょっと買い物した

いから寄ってくれとか、前回はあったように、診察券を出してくれと、これに10分かかったということがあったら、ここにいう、19分から40分だとかいろいろ書いてありますけども、そういうこともやるんだと思うんですね。やらざるを得ないというか、1人で行けばいろんなサービスがあって、透析ばかりのお話をしているわけですけど、ただ、確かに透析が一番多くなるのかもしれませんが、いろんなケースを考えていかなきゃいけないですし、15分ということだってあり得るわけですから、そういうふうにやってあげればいいんじゃないかなと思いますね。

そして、その表現で、自分でもちょっと言い過ぎだということをおっしゃっていました、「安かろう悪かろう」ってね。これ、利用者に聞けば、お金は幾らでもいいんですと。それは弱者ですから、自分がやってもらいために、そういうことを、本音じゃないところで言うかもしれません。そのために急いでやらなきゃいけないとか、19分かかるのを15分でやったらそれがサービスが悪いとか、急いで、事故があっちゃいけないって。それは団体の、もっと指導が足りないというか、そういうふうにしていかなきゃいけないわけで、そこに転嫁していっちゃいけないんですね。15分以内でできることもあるんだし、きょうは首尾が整ってうまくいったなど。15分で済めば250円でいいじゃないですか。そういう単位で言っているわけで。もともと、安くしろ、半値にしろとか、そういうことを言っているんじゃないで、ほかの2団体の方はわかっていたみたいですし、行政の方も、杉並区がほかの行政は30分単位でやっているとか、いろいろお話を聞きましたけど、杉並区というのは、やはり割かし山田区長は先に行く方ですし、30分でよそこに合わせる必要はないわけで、杉並はいろいろ、独自の施策がたくさんありますよね。いいんじゃないですか。杉並から旗を上げていって、15分ということでやられればいいと思いますし。「安かろう悪かろう」なんて言葉は聞きたくないですし、自分たちでお金をもらってやるんですから、利用者に直接聞けば、その方たちは仕方がないですよ。「15分、30分でどう」って聞かれれば、来てもらえなくなっちゃうんじゃないかとか、そういうことがこの文書にのっかってくるとすると、大変、心外なんですね。

それから、Aの2番の、帰りのときの病室までの移動というのと院内待機というのがございますよね。これは本当に何をしにいくんだか、手助けに行くために、15分待機しているって、これ、軽作業しているわけじゃないですよ。軽介助というんでしょうかね。そこへ決められた時間に行くから、15分ロスになったから、15分とついているんですか。そういう質問にも、ちょっとお答えいただきたいんですが。



杉並移送サービス・若宮氏 どこからですか。今の質問でよろしいんですか。待機の問題でよろしいんですか。

杉山委員 待機の問題もそうですし……。

長谷川会長 そうです。ごめんなさい。15分という。

杉並移送サービス・若宮氏 いろんなものが、ちょっと、今、出てきたのでね。頭からいろんなものが出てきたので。どこからお話をすればいいのか。

長谷川会長 15分というところを、まず、お答えいただければ。

杉並移送サービス・若宮氏 うん。これは、15分というのは、これはお迎えに行ったときね。透析の後の時間でございますけども、やはり、例えば5時に透析が終わるから、5時に来てくださいという形で言われますよね。当然、我々はその前に行くでしょうけども、その前にやはり、まず、車いすをご用意して、病室あるいはベッドの横まで、場合によりますけども、持っていくんですけども、やはり透析が終わらない間というのは、あくまでも私どもとしては待たなくてはいけません。だから、ほかのことをやっている場合もありますよ。その時間内にできることがあれば、例えば、ロッカーの整理をやっちゃったり、そういう部分もありますけども、その間というのは、やはり我々だって車を動かさないし、運転手さんだって、その時間というのは、拘束の時間になりますので、それはあくまでも、一応、待機 うち待機料金はとりませんが という形で、介助の時間には入れさせていただきます。

それから、一番最初に、多分、質問があったと思うんですけども、簡単な診察券を出すとか、こういうものについては、お客様が逆にご判断なさるんじゃないですか。別に、自分でできる、それこそ1分や2分でできるようなことを、我々にわざわざ頼むことは、全く僕は想定していませんし、当然、最初にも言いましたように、お買い物だって、それはお客様が判断なさって、それは30分の中で、お客様がお考えになることだって、それは別にほかのことをやらないとか言っているわけではございません。ご要望があれば、何でもやります。ただし、それはお客様が、やっぱりあとは価値判断なさるわけですよ。うちあくまでも、30分で500円という金額でやらさせていただきますよという中で、お客様がやはりご判断なさって、じゃあ、このぐらいだったら、こんなことだったらばからしいから、自分たちでやろうとかいうご判断をなさる、いわゆるお客様の選択によるというふうには私は考えております。

長谷川会長 ありがとうございます。

ほかには。

杉山委員 今回の件でいいですか。

長谷川会長 ちょっと待ってください。ごめんなさい。ほかに、ちょっとご質問があれば、幾つかまとめて出していただいた段階で、また、ちょっと整理した上でお聞きしたいなと思うんですけども。ほかにいかがでしょうか。

杉山委員 今回の件。

長谷川会長 ちょっと待ってください。ほかの方にもお聞きしてから。

杉山委員 今のことから。お答えになったことについて、ちょっと疑問があるので。

長谷川会長 ごめんなさい。私は、まず、15分のことを答えてくださいというふうにお願ひしたのに、その先、違うこともお答えいただいてしまったので、私としては、資料についての質問をいただいた後、ほかの方からの質問も踏まえて、全体として私が整理した上で、お答えいただくという形で進めたいと思っていたところです。

そういうことでよろしいでしょうか。すみません。

杉山委員 今のことで、ちょっとお答えというか、聞きたいんですけども。

院内待機ね、これ、15分と書いてあって、だから、最長46分と書いてあるわけで、今の代表の方のお話では、これ、たまたま15分待ったのか、あるいは時間どおりにいく場合もあるわけですよ。46分から15分引きゃ、30分で終わるわけですよ。そういう想定もあるのに、わざわざ、これ、15分待ったと。たまたま、この回は……。

杉並移送サービス・若宮氏 いやいや……。

杉山委員 いや、終わるまで聞いてください。私もさっきそういうふうに黙って聞いていたんですけども。

そういうこともあるわけだし、これ、平均的に15分かかったのかなんかわかりませんが、これ、軽介助しているわけじゃないですよ。おっしゃるように、時間拘束はされるけども、今回お話ししているのは、軽介助ということで、何らかの行動をしていることで、待ち料金はいただきませんと言っているんなら、これ、いただける範疇じゃないのか、あるいは、時間指定ならば、それはいいですけども、この15分というのを、あえてここに入れてきて、いつも15分おくれるんじゃないかというんじゃなくて、時間前に終わる場合もあるでしょうし、そういうケースも、自分たちが有利なこういう資料をつくってもらいと困るんじゃないかなと思うし。

それから、さっきの、それは利用者が判断なされるんじゃないですかとって、利用者

のためにこういう福祉有償運送をなるべく安く負担のないようにやってあげようと言っているのに、15分という単位で終わる作業があれば、そこでくくってあげればいいじゃないですか。何でわざと30分というくりにしておいて、それはあとは利用者の判断ですから、そういう言い方、上から物を言う言い方になっちゃ、まずいですよ。それは、利用者は弱者なんです。15分でほかの2団体もやっていただけのことなんです。あくまでもそれに合わせればいいじゃないですか。

杉並移送サービス・若宮氏 会長。

長谷川会長 すみません。さっき言ったように、ちょっと整理してからお答えいただきたいと思っているので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

院内待機については、私は、これは見守りというふうに理解したんですけども、そういうことでしょうか。

杉並移送サービス・若宮氏 書いてありますように、あくまでゼロから10分と書いてあるんですね。院内待機はゼロから10分。それから、下の方はゼロから15分と書いてありますよね。

杉山委員 これは2の方ですよ。1じゃないですよ、今、誤解しているから。

長谷川会長 すみません。ごめんなさい。ちょっとマイクを置いていただけますか。私が持ったときは置いていただけるとありがたいんですけども。

ここで幾つかのケースに基づいて、何分ということを実際にはかかっていただいたんだと思うんですけども、それが長いとか短いとか、そういうことを議論する場ではないので、これはあくまで資料ですので、場合によってはこれ以上かかるということももちろんあると思うんですね。この院内待機については、私は見守りというふうに理解しましたけれども、そういうことであれば、軽介助で入れるということになると思うんですが。

杉山委員 2番の方ですよ。

長谷川会長 病室まで移動して、その間……。

杉山委員 違うんです。迎えに行く方です。2番はお迎えなんです。予定の時間に来てくださいと言われたところで行くんです。見守り介護はしていないんです。

長谷川会長 その利用者さんのところに行っているのではなくて、病室の外で待っているということですか。

杉並移送サービス・若宮氏 よろしいですか。

外のケースもごさいます。中のケースもごさいます。

長谷川会長 わかりました。ただ、個別のケースについて、そういう場合があるからいいとか悪いというのを、この協議会で直接に検討したり、何分まで認めるみたいなことを話す場ではないと思いますし、例えば、私の理解では、病室の外で待っているとしても、そういう方がいるということ自体が、病院の方から見ると、いないのとは、また違う役割として何か果たしているのではないかというふうに私は思います。

なので、ちょっと、何分だからとかという話ではなく、その説明を今続けていくと、例えば、体重は30分で済むじゃないとか、何かそういうことを言っている、余り実りがあるとも思えませんし、そうであれば、15分の方はそういう具体的な数字が出ていないけれども大丈夫なのかとか、ちょっと話の方が趣旨と離れていってしまいますので、一たん、その何分という話は置いておいて、そのほかに、きょうのご説明資料を踏まえまして、何かご質問、ご意見ありましたら、お受けしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

杉山委員 違うんです。いいですか。これ、15分という想定でつくられているから、15分かからない場合も、結構あるんですよ。46分というのは、最長で46分。これは15分入れているから46分になるので、時間どおりに出てこられたり、早く終わって、ああ、よかったですねといけば、この15分はないわけで、30分で終わるわけですよ。こういう想定だけをここに出してきて、透析というのは長くかかる可能性があるというようなニュアンスで載せてきているから、この15分というのをそんなにカウントしちゃうんじゃないですかと、早く終わったときはどうするんですかと、終わらないという想定になっているんですね、これ。ゼロからと書いてあるから、終わる可能性もあるんだけど、私はこれはそういう15分待たなくてというケースも多々あるということをお話ししている。時間の長短を云々と言うんじゃないんです。

長谷川会長 わかりました。そうであっても、今回、個別のケースについていいかどうかということを検討するのではなくて、こういった現状を踏まえて、どういう料金体系にするのかということが検討すべき課題なので、これが資料として適切であるかないかということではあるかと思うんですけども、実際、そこを協議するのではなくて、団体が出してきている料金体系についてどういうふうに考えるかということでご協議いただきたいと思っています。

磯委員 よろしいですか。ここに書いてある内容を、短くしてくれとか、急いでくれというようなことは言うつもりはないんですけども、これが承認された後に、たまたま今の利用者さんとしてはこういう内容かもしれないけども、今後、先々やられていけば、い

るんなケースが出てくると思うんですね。先ほどお話にありましたけど、短い場合でも30分ですと。例えば、要望によって10分程度のものもあるかもしれない。そういうものも全部30分とるとというのはやっぱり乱暴ではないのかなと。要は、このケースに関しては、それでいいと思うんです。別にこの場合はこういう形でいいと思うんですけども、いろいろなケースが今後考えられるのではないかなという場合は、小刻みにやった、フレキシブルな料金体系というのがある方が、利用者様にとってもいいんじゃないのかなというふうに思いますので。細かな事例というのは、それぞれこの部分に書いてあるものは、これが1分じゃなくて3分かかるかもしれないし、もっと長くかかるものもあるでしょうし、それ、かかったものはかかったものでいいと思うんですね。それはしょうがないですし、安全重視というところだと思えますから。それを否定しているのではなくて、急いでくださいとかそういう話ではなくて、今後いろいろなケースもあるでしょうから、それも加味したような形で料金体系というのをつくっていくべきではないかなというふうに思いますけど。今の部分というのはいいと思いますよ。今の現在の利用者様の部分に関しては、それでいいと思うんですけども。

長谷川会長 はい。ありがとうございます。

おでかけサービス杉並・樋口氏 立場を言った方がいいんでしょうか。よくわからないんですけど、いいですか。

先ほど杉山委員の方から私どもの名前が出たので、その部分での考えで申し上げたいと思います。

私どもが時間制から距離制にしたというのは、非常に体系としては大きなことですので、また、それによって、かなり料金自体も違ってくることがありまして、そういう意味で、NPOとして、ある程度、統一的なものの方がいいという判断をしてのことは前回のお話です。

そういう中で言えば、私どもとしては、待機というものが、これまで時間制の中でやってきたために、ほかの団体よりも待機するということが、現状としてはあるという、そういう特徴もあって、待機時間はほかの2団体は設けておりませんが、私どもは設けさせていただいて、また、了承もいただきました。そういう点で、3団体がすべての部分で、ある意味では年会費というものもそれぞれ違いますし、すべての意味で全部が統一すべきだとも私は思っておりません。そういう中で、今回の杉並移送サービスさんからの、私どもは15分、ほかの、もう一つも15分としましたが、30分とした。それはお話を伺うと、私た

ちの団体よりも、こういう透析患者で時間が長いという部分は、これもまた、特徴だと思っています。それはまた、磯委員が今おっしゃった、将来的に、また違ってくるということもあるかと思えますけども、現状の中での今回の移送サービスさんからの申請であると思いますので、その辺の考え方も、ちょっと考えていただけたらと思います。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

今出ているところでは、杉並移送サービスさんの料金について、区内統一の方がわかりやすいのではということと、そこまで統一する必要はないのではないかというご意見が出たのと、それから、15分かどうかというのは別ですけど、30分よりも短い刻みがあった方が、利用者さんの利便になるのではないかというご意見も出ました。ほかに特になければ、ちょっとその2点について、杉並移送サービスさんの方のご意見というか、お答えがあれば伺いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

杉並移送サービス・若宮氏 そうですね。正直言って、こういう介助が出てくる場面というのは、恐らく、先ほど私が最初に言った、三つぐらいじゃないかなと思うんですね。ですから、これは正直なところですけど、本当に簡単な、この前にも言っていましたけど、傘を差すとかなんとか言っていましたけども、あんなことは別にお金をとらなくてもやっていることだし、例えば、変な話、じゃあ、診察券を出しちゃいけないのかと云ったら、我々、正直言って、出していますよね、そんなものはね。そんなもので介助料をとろうなんてことは、さらさら考えていないというのがもちろん現状です。

それから、一つだけ、先ほどの、透析が終わって、我々が行って、ゼロから15分待たされるよというのがありましたけども、利用者さんだっ、私が言いたいのは、よくお話をして、じゃあ、5時に行くのがいいのか、5時10分に行くのがいいのかと、いろんなお話し合いもできるわけじゃないですか。じゃあ、確実に終わる5時15分に来てくださいよというような依頼も、もしかしたら出てくるかもしれないし、その辺がやっぱり利用者さんと事前によく打ち合わせをしよう。

それから、本当に、これが病院の都合でおくれちゃう場合の待ち時間については、じゃあ、変な話ですけど、値引きを考えてあげるとか、そんなことだっ、僕はいろんな運用の中では考えていけるんじゃないのかなというふうに思っております。

今後、確かに、先ほどお話が出ましたけど、15分単位というか、十何分かですることができるよう

な介助の依頼が出てくるとは、正直言って僕自身は考えられないんですけども、少なくとも、杉並区にあります3団体の中で、2団体は15分の介助料という設定がございますので、逆に、お客様の選択として、そちらを選ぶ可能性もあるというふうに思っております。

高橋委員 今、杉並移送サービスの別紙の問題なんですけども、ここに申請書の別紙として出しているわけですよね。ですから、さっきから言われている、「安かろう悪かろうのサービスは必要ない」というところについては、ちょっと削除してほしいと思います。利用者がそういうふうに言ったりするのは構わないし、あるいは、安かろう悪かろうのサービスは必要ないという利用者がいたとかいうんだったらいいけれども、要するに、杉並移送サービスの結果という形で、こういう文章を載せてこれで承認してくださいといったら、私はこの言葉だけで、ちょっと拒否感がありますので、その前にある、時間ではなく内容の問題であるとか、お金じゃないんだよということを言いたいんだったら、もう少し別な形で、文書としては出すべきじゃないかなと思います。

あと、院内待機とかなんとかは、全部、実際にやった時間の合計を、その都度確認するわけですよね。ですから、それが0分であろうが、30分であろうが、1時間であろうが、それは余り関係ないかなというふうに思います。私もこの前、目医者に行って、4時間ぐらい、やっぱり、あるリフト付の介護タクシーを待たせましたけども、そういう場合だってあるわけですよね。ですから、これが15分というのが長いとか短いという問題はあれで、実際にかかった時間を設定する患者というか利用者と最後に確認すればいいわけで。その時間の長さや短さに余りこだわる必要はないんじゃないかと思います。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。

高橋委員に出していただきました表現の問題ですけれども、問題提起としてこういう表現が使われたということを説明の中でも出されていましたが、今までの議論というか、説明をいただいた中から考えると、短い時間に設定していることによって、時間に追われてサービスを提供することになってしまっただけでは本末転倒であるというような趣旨だろうと思います。これは直接、何か申請のときに添付するというものではなく、説明の資料ということになりますか。

事務局 資料と一緒に、この合意書とつけて支局に提出しているということなので、今回やっている協議の内容というのも、当然、支局に提出される資料ということになるので、もし表現を修正するのであれば、修正した上で提出という形をとった方がよろしいかと思

います。

長谷川会長 わかりました。

高橋委員 公式文書扱いになるわけだよね、この添付資料だってね。そこが問題。

長谷川会長 わかりました。今、高橋委員から、この表現があると判断に影響があるかもということだったので、もし正式にこれを資料として出す段階では、この表現ではなく、団体の方の趣旨がわかるような表現に変えるということで、協議をしていただくということによろしいでしょうか。

杉並移送サービス・若宮氏 はい。

長谷川会長 はい。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

そうしましたら、前回と通算しますと4時間近く議論してまいりましたので、このあたりで、議論の方を一たん終えまして、協議会としての決定をしていきたいと思えます。

そうしましたら、委員でないオブザーバーの方につきましては、ありがとうございます。ここからは、団体ごとに協議、皆さんのご意見を伺っていききたいと思えます。

( 各団体関係者、傍聴席へ移動 )

長谷川会長 では、最初に、説明をしていただいた団体の順番で、皆さんのご意見を伺っていききたいと思えます。

本日の議事なのですが、この運営協議会の設置要綱ですと、「協議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する」ということになっておりますので、もちろん既に議論を始めているということから、もちろんこれは成立しているということになりますが、2としまして、「協議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには会長の決するところによる」という規定がございます。ですので、出席委員の人数というか、出席委員につきましては、ちょっと協議について、皆さんのご意見を伺う前に確認しておきたいんですが、事務局の方から出席委員につきましては、代理の方がいらっしゃるかと伺っておりますので、そこら辺の扱いについて、説明いただければと思うんですが。

事務局 本日、交通対策課長が欠席で、代理で出席していただいておりますが、要綱上は、あくまで委員は区の課長ということになっておりますので、事務局としては、議決権は持たない形の扱いにさせていただいた方がいいかと思っております。

長谷川会長 ありがとうございます。

通常、いつもは確認もせず進めているんですが、継続協議2回目ということですので、



ちょっとその点を確認してから進めたいと考えました。

きょうは、そのほかに、鈴木委員と副会長の黒瀬委員がお休みなので、あと、また、団体にかかわっていらっしゃる委員の方は、そのときには協議の方に入らないということになりますので、その都度、確認していきたいと思います。

そうしましたら、先ほどお話ししましたとおり、最初の説明の順番で、皆様のご意見を伺ってきたいと思います。

そうしましたら、最初に、福祉送迎サービス・杉並につきまして、軽介助料金、15分まで250円、以降15分ごと250円加算という、その申請につきまして、いかがでしょうか。特に、ご反対のご意見がないようでしたら、協議整ったということにさせていただきたいと思います。

( 了承 )

長谷川会長 続きまして、おでかけサービス杉並につきまして、福祉送迎サービス・杉並と同様、軽介助料金ということで、15分まで250円、以降15分ごとに250円加算という申請につきまして、いかがでしょうか。特に、ご反対の意見がないようですので、協議整ったということにさせていただきたいと思います。

( 了承 )

長谷川会長 最後に、杉並移送サービスにつきまして、最初の30分で500円、以降30分ごとに500円という軽介助料金の申請につきまして、いかがでしょうか。

杉山委員 前の二つは、もう本当に大賛成でいいんですけども、これ、やっぱり運用があいまいなんですね。その辺は、利用者と話をしながらとか、三十何分はおまけしますとか、利用者の意思に任せますとか、非常に、ここで決めたら、これ、もう、行政として決まりなんですよ。その料金でやっていくのに、非常にあいまいな答え、何か玉虫色のようなことを言って、30分というためのいろんな理屈づけをしているわけですけど、半額にすると言っているんじゃないですよ。多分、よくわかっていらっしゃると思うんですけども、15分という刻みをつくってあげれば、時間給が1,000円なのが、15分をちょっと超えるだけで時間の大きさが2,000円の大きさになってしまうと。それはちょっとまずいでしょうという話をしているんであって、もう一度そのところをよく考えていただいて、別に30分以上、いつもあるならば、500円以上もらえるわけですから、そういうのを安くしろと言っているんじゃないんです。これからいろんな運用が出てきて、これからのことだから、そういう想定もつくっておきましょうよと、15分で刻んでおけばいいじゃないですか。

10分で終わることもあり、15分ぎりぎりでも終わることもあるかもしれない。そういう人に、あえて500円もらう必要はないじゃないですか。

行政の方にもお聞きしたいんですけども、やはり高齢者、障害者、交通弱者の方をお乗せするのに、2団体は250円というくくりでやってくれる。今、私が言うように、下手をすると、時間給2,000円の大きさの労働の対価になってしまう。これ、聞いていいかわかりませんが、補助金か助成金かなんか出ているんですか。そういうことがあれば、もっと行政から指導していいじゃないですか。だって、同じなんですから。1時間やれば1,000円ですか、30分で500円という、そういうくくりをきちっとつくっておいてあげて、運用でどうのこうのって、さっきからいろんな言いわけをしていますけど、ここで決めたら、運用というのは非常に玉虫色ですよ。時間なんか、メーターなんかがあるわけじゃなくて、時計を見ながらやるわけですから。あるいは、利用者にお任せしますとか、何か答弁が非常にグレーなお話ばかりで。大事なことをここで決めるんですよ。だから、あるいはこれからの想定内、本当に10分で終わることもいろいろあるかもしれないのに、何で30分をとろうとするんですか。そういうことについても、行政の方たちも黙っていることもないでしょうし、そういう指導をしてあげなきゃいけないと思うんですね。弱者の方にそういう刻みがあったっていいじゃないですか。半分にしろと言っているんじゃないんです。料金を決めて、それを下げろと言っているんじゃないのに、何か、非常にいこじになっていらっしゃるというか、ここに合わせていただければいいんじゃないんですか。そんな時間をかける必要は、そんな討議することじゃないですよ。

長谷川会長 ありがとうございます。

今、議論ではなくて、どういう結論を出すかということについてご意見をいただきたいので、杉山委員は反対というご意見だったということによろしいですか。

杉山委員 そうですね。

長谷川会長 じゃあ、高橋委員。

高橋委員 杉山さんの意見は、やはりサービスを提供する側の立場だと思うんですよ。500円もらわなくても250円でいいんじゃないかと。その気持ちはわかるんですけども、私は逆に、受ける立場からすると、文章が悪いと言いましたけども、お金じゃないよ、自分が安全安心した形でサービスを受けたいという、その気持ちが多分この文章に、悪い文章ですけども、あらわれているんじゃないかなと思うんですよ。

例えば、15分単位で設定されると、やっぱり貧乏人は、できれば15分の中におさめよう

と思っちゃう。そうすると、どこかで無理が出てきて、じゃあ、ベッドから乗り移るのを早くしようとか、着がえもばたばたとやろうとかいうふうに、やっぱり15分単位で設定されてくると、250円を節約するために、心の焦りというか、あと1分で一つの単位が終わるよとなると、その1分の中で何かをやっちゃおうという、そういうことをしたくないというのが、多分、今、若宮さんたちの透析患者の人たちの気持ちなんじゃないかな。それが時間ではなく、内容の問題だという言い方で出てきているんじゃないかと思うんですよ。

ですから、30分でやりたいという気持ちが、すごくわかるんですよ。折り合えないのが、ちょっと残念なんですけども。全部が全部、15分というふうにしなくて、結果的には、30分単位のグループがあってもいいんじゃないかと私は思います。15分でもやってもいいよというふうに利用者が納得するんだったら、15分単位でもやってもいいですけども、そうじゃなくて、急いで何かをやりたくないとか、30分単位ぐらいのスタンスで動きたいという人たちにとっては、30分単位の料金設定があってもいいんじゃないかなと私は思います。

長谷川会長 ありがとうございます。

ほかに、ご反対の方がいらっしゃいましたら。

磯委員 一応、答えとしては反対という形になるんですけども、今のお話は十分理解できますけども、逆に、また、30分になったときに、31分のときにも急いでしまうと思うんですよ。今度、逆に、250円ではなくて、500円というプレッシャーがあるでしょうから、そちらの500円上がる方がプレッシャーにもなるでしょうし、その部分で、30分というところで急ぎが出てくるんじゃないのかなと。選択ができると、心配があれば、やっぱりゆっくりやってくださいという話ができるでしょうし、その辺のコミュニケーションをよくとられるという話でしたから、刻みがあった方がいいでしょうし。

私が一番言いたいのは、こういうケースはケースでいいと思うんですけども、今後、先々やられていけば、承認を得て、これで料金が決まれば、いろんなケースというのが、あるいはいろんな要望というのが、多分、利用者さんから出てくると思うので、たまたま、今はこういう介助かもしれませんけども、また違った、逆に、使い勝手がいいので、ここまでちょっとお願いします、短いけどここまでお願いしますということが出てくる可能性がありますから、そのときに、やっぱり小刻みがあった方がいいんじゃないのかなというふうに感じております。

長谷川会長 ありがとうございます。

先に反対の方と聞いてしまったんですけども、ほかの方はいかがでしょうか。

杉山委員 そうですね。会長、すみません。行政の方にも、ちょっと意見を聞いていた  
だきたいんですが。

長谷川会長 基本的に、協議についての結論を出すという場なので、ちょっと、先ほど  
のご質問にお答えいただくということは、ちょっと、その後で。

杉山委員 そうじゃなくて、意見でいいですよ。

長谷川会長 ですから、この杉並移送サービスについてどうのご判断をされるかとい  
うことになるかと思うんですが。お一人ずつ意見を言った上で、その理由を述べるという  
形で決をとるのは、ふさわしくないと思っております。積極的にご自身の意見について理  
由をお述べいただくのは構わないかと思うんですが、特に、積極的にということではなけれ  
ば、一たんこの協議については、今、これからお伺いして結論をいただいた上で、今後、  
これだけ議論が出たことですので、協議会として私も幾つかお願いしたいと思うこともご  
ざいますので、その中で少し行政の方にご意見をいただくという形でいかがかと思えます。

高橋委員 きょう、議決するんですか。

長谷川会長 通常、もう、協議整ったというのは全員賛成ということになっているので、  
毎回、議決をしたということになりますけども、賛成何人、反対何人という形ではなく、  
全員賛成という形で今まで進んできていたものですが、協議会の設置要綱に、「出  
席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには会長の決するところによる」という規  
定がございますので、本日は、私は反対意見は反対意見、どちらが多いかは、まだこれか  
らお聞きするところですが、賛成意見は賛成意見として伺った上で結論を出したい  
と考えています。

高橋委員 いいですか。今まで議決しないということですとずっと過ごしてきたという話が、  
前回のこの協議会の中でも出されたんですけども、そうすると、初めての、賛成が何票、  
反対が何票という形での議決をするということになるわけですか。

長谷川会長 結果としてそういうことになるのか、今、ほかの方のご意見はまだ伺って  
いないので、数的にどういうことなのかまだわかりませんが、私としましては、前  
回、非常に時間をかけて論点の方を出していただいて、それについてのお考えもそれぞれ  
に出していただいた上で、団体に持ち帰って再度検討していただいて、今回の協議会を迎  
えたと思っています。

基本的には、軽介助料金というのは、運送の対価のところではありませんので、杉並区  
民にとって安全かつ使いやすいサービスなのかどうかということをお判断する場だと思っ

ですね。それが、例えば、その団体が申請のとおりに行えるかどうかというようなことについては、そもそもが申請をしていただいた段階で、その要件を持っている団体かということを経営協議会で協議した上で、登録なりをしていただいているということですし、報告を行政の方に、毎年1回ですよ。

事務局 四半期ごとに。

長谷川会長 四半期ごとにしていただいて、事故等についても報告してもらおう。あった場合には、協議会で協議するというような形で、通常のサービスの運営について、運営協議会として把握し、必要があれば指導するという形で進めていると考えています。

ですから、この軽介助料金について、申請に関して出していただいた資料のとおりに行えるかどうかとか、これが実態を把握したものなのか、出していただいた内容のとおりに行っていたのかということからは、基本的には運営協議会を通っている団体であるということで、そのとおりやっただいて、また報告していただくということだと思います。

高橋委員 その中身の話は別として、今まで議決してきたことがないわけですよ。きょう、例えば、議決するとなると、大森課長にしても和久井課長にしても、個人の考え方で賛成、反対するのか、課の立場で賛成、反対するのかというのがあろうと思うんですよ。管理課は管理課でまたあろうと思うんですよ。

私は30分タイムをさっき言ったように認めてもいいとは思っていますけども、全体的な様子を見ると、この2人が反対して、役所の部分は多分賛成するんじゃないかと思うんですよ。そうすると、この人数の割り振りにも、今後、議決の場合、問題が出てくるし、後で、今までずっとやってこなかったのにこの件だけ議決をとるということになる、これから、全部、議決をとるのかどうか。今まで、延ばし延ばししてきたわけじゃないですか。この問題にしても、去年からずっと長いのがありましたよね、2回か3回にわたってやった。そういう問題も、全部これからは議決をすると理解していいんですか。決着がつかない問題は、全部、採決で決めるということでは理解していいんですか。それはちょっと、私は反対なんですけど。

長谷川会長 まず、設置要綱にそういうものが入っているということではご理解いただいた上で、協議会全般の話をしてしまうと、必ず決をとるところもあります。

高橋委員 ここでどうするかという話を聞いているんです。

長谷川会長 私の考えを今お話ししたいと思います。必ず決をとるところもあり

ます。その方が、一人一人の意見があいまいに、まあ、何か納得したというようなことよりも、結論は同じであっても、反対意見としてきちんと出してもらった方がいいので、必ず決をとりたいというところもあります。私としては、私がかかわったところでは、できるだけそういうことではなく、全会一致、協議整ったということにさせていただきたいと思っていたので、杉並でも、二度、三度と、継続で協議を尽くしてきたという経緯があります。ですから、今まで、一度もこの協議会では、私が会長をしていなかったときもありますけれども、決をとるという形で協議の結果を出したことはなかったと思います。

会長としての私の意見としては、今回は運送の対価の部分でもありませんし、それから、新規の登録ということでもありませんし、その他料金の部分について、これだけ議論を尽くしたにもかかわらず、意見の一致というか、委員さんから出されている要望に対して、団体の方は考えが変わらないという、どちらがいいとかいうことではなく、変わらないという状態が2回にわたり続いており、利用者さんの方がこのサービスをお待ちになっているという状況があると思いますので、引き延ばすことによって、通るにしろ、通らないにしろ、1回結論を出した上で、また、考えていただきたいと思います。もしだめであれば、団体さんにまた考えていただく余地もあるでしょうし、いいのであれば、これで始めていただいて、こちらの方も把握する努力をして、問題があれば、また検討するという形をとった方がいいのではないかと考えているので、今回ははっきり数字の形でとらせていただいた方がいいと私は考えています。

だからといって、毎回、決をとるということではなく、今回も、1回目では議決はせず、数字としてきちんととるという形はせず、できる限りいろんなご意見をいただき、次回にそれをつなげることで、より深く検討していただくという形をとらせていただいたように、安易に採決をするということではなく、運営協議会の構成員の方が納得できるような結論が出せるようにと考えております。

杉山委員 いいですか。高橋委員のご意見ももっともだし、今まで、私もずっと最初からかかわってきていて、そういうことをやっていないし、禍根が残ると思うんですね。ですから、最終的にそれをせざるを得ないのかもしれませんが、今、議論していることは、もう一度、原点に戻ってほしいんですけども、100円を50円にしろと、そういう100か50かということをやっているんじゃないかと、100は100でいいよと、30分は500円でいいよと。ほかの2団体はいいよと言っているわけで、その刻みを、ただ、15分にしたらどうですかという話で言っているわけですから、これはもう一回、会長からその団体に指導とい

うか相談していただいて、こういう提案を提出していますけれども、ここでやっぱり話を聞いたら、あんまり混乱するのは大変だし、とりあえずそれでスタートしてもいいですよというかもしれません。

もう一つは、高橋委員が言われたように、行政のお二人の方は個人で参加しているのか、職責で参加しているのかというと、多分、職責なんですね、課長以上というお話でしたから。課長という役職で来られていてね。僕は、脅迫するわけじゃありませんが、利用者にも有利なことをしようとしているのに、お二人の委員が、もし30分500円の方に意見を言うんだったら、行政として、杉並区というのはそういう区なのかと。高齢者、障害者に少しでもいろいろよくしようという、私はそう思っていますよ。大森委員は笑っていらっやいますけどもね、それは結果として残りますよ。大森委員がそちらに賛成したということになるわけですよ。

長谷川会長 杉山委員、申しわけないですけども、そういう意見は、今、杉並移送サービスについて協議をしているので……。

杉山委員 だから、もう一度振ってみてください。そんなにもめるんならいいよと、協議会自体が存続まで危ぶまれるようなことになるような亀裂を残すよりも、だって、何も、お金……。

長谷川会長 申しわけないんですけども、振っていただくとしたら、その議論のときに振っていただいた方がよかったと思うんですね、協議に入る前に。

杉山委員 いや、三つ目の協議と会長がおっしゃったから、僕は二つまでは黙っていましたし、それは賛成だから何も言っていない。三つ目の協議に入ったというから、三つ目の協議のお話をしているわけですから。

長谷川会長 いや、そうではなくて、その料金体系について行政はどう思うのかということは、その前の議論の段階でお聞きいただいた方がよかったと思うんですね。今、その表決と絡んで、どうなんだという。

杉山委員 表決しよう、だから決めているわけじゃなくて、それは会長が、今、独断で表決をすると言っているだけでね。

長谷川会長 すみません。表決という言葉が悪かったんであれば撤回しますけれども、どういう結論を協議から得るかという場面で、名指して意見を求めるようなことは、お控えただけならなと思います。

高橋委員 4人入っているわけでしょう。

長谷川会長 はい。区の職員として指名されているわけですが、例えば、ほかの方についても、どういうお立場で議論いただくかということについて、設置要綱の中に明確な定めがないんですね。例えば、タクシーの方については、区内一般旅客自動車運送事業者ということで入っていただいておりますけれども、じゃあ、それは区内一般旅客自動車運送事業者ということであって、じゃあ、それは杉山委員の個人的なご意見ではなく、区内一般旅客自動車運送事業者を代表した意見なんですねとか、それぞれについて同じような問題が生じてくるかと思えます。そういう意味では、私と高橋委員が自由な立場といえれば自由な立場ではあるんですけども、つまり、私は公共交通に関する学識経験者で、高橋委員は福祉有償運送の利用が想定される区民の代表ということなので、その人の考えでということだと思えますけど、そのほかの方については 高橋委員も代表となっておりますので、私はそこはそれほど明確にする必要はないと思っているんですけど、一般的にはどうなのでしょう。

事務局 おのおの各種団体、それから、区の場合は課長ということで、その職責の代表者ということです。それで、今回ご参加いただいております。

立場上どこの代表だから、すべての議決をそれぞれの団体に持ち帰って意向を聞くというようなことは非常に非合理的な話でありますので、会議に出席していただいた方の考えがおおむね所属する団体の考えを代弁しているとみなさないと、こういった会議は議論が成り立たないと思えますので、そこを先ほどのお話のように立場と個人を明確に分けて議論をしなければいけないというのは、難しい話だと思っております。

長谷川会長 ありがとうございます。

杉山委員から出た、調整の任を私が担ってはというご提案ですが、私の考えでは、協議会で協議すべき内容について、協議会外で積極的に調整をするということは、会長としてはしないという考えです。これについても、いろいろ経緯がありますけれども、ほかの、都の中で、例えば、当初は幹事会というようなものを設置して、別途調整した上で協議会を開くとか、いろんなやり方がありましたけれども、杉並の場合は協議会で協議をするということになっているかと思えますので、特に、会長から何か働きかけをするということは全く考えておりません。

ただ、繰り返しになりますけれども、車が動く、動かないというところではない部分でこれ以上議論を引き延ばしても、余り利用者さんの利益にはならないと思えますので、私としては、今回は、数字として出てしまうかもしれませんが、何らかの結論を見た



いというふうに思っています。

大森委員 ちょっとよろしいでしょうか。

杉山委員が先ほどおっしゃられた件について、行政の立場の者が発言することで、30分という刻みに、もし賛成するようであれば、あるいは容認するようであれば、それは杉並区の行政の職員としてどうなのかというご発言があったかと思うんですけど、それはあくまでも総合的に判断した結果の話ですので、それはちょっと、大変きついお言葉だなというふうに受けとめました。

その前に、私、前回のときに、決をとっても仕方がないのではないかというふうに申し上げたんですけども、それは禍根を残すからということで、あえてその道を選ばなかったということで、私もその後考えました。ただ、いずれにしても、何回議論をしても、結論を導かなきゃいけないときには、やむなく採決ということもあるんだとは考えます。

ただ、その場合に、きょうの議論の中で、私自身の考え方とか疑問も幾つかあるので、申し上げたいと思うんですが、基本的な考え方としては、やっぱり利用される方がわかりやすい仕組みであるということ、それから、使いやすい、そして、料金は経済的に負担は大きくない方がよいということ。それから、どの事業者であっても、同じような料金設定になっていると、非常に透明性というか、わかりやすいとか、気が楽というか、きっとそういう気持ちだろうというふうには考えます。ですので、そういう条件が整っているのが一番いいのかなというふうには基本的には思います。

ただ、今回の3者の資料を見せていただいて、説明を聞かせていただいたときに、3番目の30分の単位で設定された杉並移送サービスさんの時間でいくと、軽介護については、最短で19分、これは透析前も後もそうですけど、最短で19分と言っていっちゃって、最長で41分とか46分というふうに書かれているわけですが、他の2者さんについては、15分単位にしたときには、実際にこのプロセスが大体同じだということで、かかる時間もそうは変わらないと。もちろん個人差がありますので、ほとんどそのサービスの要らない方もいらっしゃるかもしれないけれども、必要な方は平均すると大体このくらいだなというふうに、もし思われるとすると、最初から19分は最短でもかかるということであるならば、15分以上かかるんだと。だから、15分よりかからない方にとっては、15分刻みの方が、もしかすると250円で済むというメリットがあるかなということがありますけれども、15分ぎりぎりのところだと、さっきから出ていますように、その時間内でおさめたいという気持ちとか、サービスを提供する側もそういう気を使ったりすることがあるということで、必ずし

もその15分というのがどうなのかというあたりのところを聞きたいなど。逆に、2者さんについてはどうなのかな、15分で提案したところはどうなのかなというふうに思いました。

それから、杉並移送サービスさんの場合、15分に設定した場合のデメリットもあるんでしょうけれども、どうしてもそれができないということであるのかどうか。デメリットの方が明らかに大きいということであるのか、その辺もお聞きしてみたいと思いました。

長谷川会長 基本的には賛成ということによろしいですか。

大森委員 はい。基本的には、本当に大事な資源ですので、余り、画一的にしてしまうということについては、どうなのかなと思います。さっき言いましたように、原則としては、わかりやすく同じような料金体系がいいんでしょうけれども、それ以外のサービスもいろいろあってのことだろうと思いますので。そういう意味では、あんまりぎしぎしと、統一的にというふうにしてしまうことによる問題が発生しなければいいと思いますので、今、疑問に思ったことをお聞きしましたならば、最終的には、場合によっては、違うけれども、それはそれでお認めしてもいいのかなというふうには考えなくはないです。

長谷川会長 質問については、その前の議論のところを出していただければと思うんですよね。今はちょっと、協議の段階になってしまったので、今、お答えいただくというわけにもいかないと思います。

高橋委員 提案があるんですけど。

もう、ほぼ、論議で言えば採決の状態だと思うんですよ。ただ、先ほど話したように、今まで採決してこなかったもので、採決という形で溝をつくるのは私としては望ましくないというのと、あと、この13人か十何人の中のうちの4人が行政なわけですよ。ですから、行政が4人全部同じあれになったら、もう、あと、多分、ほかの人たちが全部一致しない限りは難しいということで、行政も一緒に入れた形での採決って、余り、結果が見えるような感じがするので、障害者団体の連合会でもよくあるんですけど、意見がまとまらないときは、会長がまとめて自分の決断を示して、これで1年間、あるいは当分の間やってみましょうというような提案をして、不服の人もしばらくは我慢してくださいという、了解してもらおう方法があるんですけども、一応、会長の方で、1例目、2例目は、杉山さんたちも了解しているので、杉並移送サービスの件については、会長の決断として、今のままではまとまらないので、1年間このまま認めると、それで、不服の人たちも1年間見てくださいという形で、会長判断を出して、それをみんなが仕方がないという形で認めるという方法はできないんでしょうか。

長谷川会長 ただ、運輸局に出すものなので、1年間の条件つきというようなことが協議会的には合意はできたとしても、例えば、その1年は……。

高橋委員 1年後に見直しということでもいいんじゃないですか。

長谷川会長 いずれにしても、問題があった場合には、これに限らず、協議会に上がってくるべきものについては上がってきて、必要があれば協議をして、こちらの方から指導というか、協議会名で 多分、杉並はやったことがないかと思うんですが、ほかの協議会では協議会長名で通知なり指導なりをするということがあります。なので、それは、これに限らず可能です。

その結論が出てからですけれども、幾つか出たことも踏まえて、こういうことについて、例えば、半年後とか次の協議会では議題として上げた上で、もう一度、実際のデータを上げて検討してみましようみたいなことを提案したいとは思っていました。

ただ、その高橋委員の提案そのままではありませんが、今、さきに私がお話ししましたように、例えば、次回の協議会はいつかということは、この後、事務局からお話があるかと思えますけれども、次回もしくは次々回、来年度の協議会の、きちんと議題として、軽介助料金について実際どのぐらいの利用があって、それが何分ぐらいだったかということを上げていただいて、もう一度、その議論の前提であったところが確保できているのかということを検討するというのを、今回の協議会で決めた上で、協議整ったということにさせていただけないかというお願いです。私からお願いするというのもおかしいですけど。

高橋委員 まあ、あんまり、会長に権限をあげたくないけどね。

長谷川会長 いかげなと思います。

高橋委員 だって、この2人も 1、2件のね。3件目は……。

樋口委員 3件目は、私は……。

高橋委員 出られるんだけども。微妙だよな。

樋口委員 若宮さんはない。

今のお話で、会長が引き取って、今のような形で高橋さんとしてはよろしいということなら、それこそ会長の権限がどうこうという話ではなくて、高橋委員からの提案という形ではどうなんですか。

高橋委員 よくあるじゃないですか、会長談話とかさ、何とか。そういう形でまとめないと、この2人だって納得できないと思うんですよ。

杉山委員 ちょっといいですか。高橋さんが、今来て、もめていてもしょうがないじゃ

ないですかということで、そういう提案をいただいたんですけど、私が何回も言っているように、これは表か裏かとかじゃなくて、表の刻みをどうするかで、問題になるような、決なんかとる話じゃないんですよ。こんなことで決をとったら、杉並区はおかしいですよ。

大森委員の話も、何か、いいような話をしているのかなと思ったら、500円もあってもいいとか。やっぱり、ほぼ同じことをやるんですよ。15分に刻むか、30分に刻むかだけを、何で意固地になられるのか、私も逆に意固地かもしれませんが、いいじゃないですか、15分250円、30分500円、何も問題ないわけだし、それ以上が多いんですよと言っているのなら、そこでもらえばいいわけだし、何で若宮さんがそんなに意固地になってまで、行政の方にまでいるんな苦勞を、これからどちらで決をとるかとかって、そこまでいかないで、それならわかりましたと、じゃあ、これでやってみましょうとやればいいと思いますよ。会長も、そんな私は勞をとりませんと言うけども、ちょっと指導してくださいよ。何も、そんな、180度変えるということをやっているわけじゃなくてね。そういうのでいかがですかと聞いてもらって、もしかしたら、そんなにもめるならいいじゃないですかと。同じ料金をとるんだから、それでいいんじゃないですか。大森委員のお話も、僕はもうちょっと指導力を持ってやっていただきたいし、統一性という話があったから、統一してくれるのかなと思ったら、500円もあっていいとか。そうじゃないですよ。やっぱり、弱者の味方になるようなことをやってくださいよ。250円って、何で透析のことばかりを言うんですか。15分以内のことたくさんあるんですよ。いろんなことが想定されるんですよ。それもみんな括っちゃうと言うんですよ。行政も賛成するんですか。

長谷川会長 すみません、いいですか。再度、私の立場を説明させていただきます。私は勞をとりたくないと言ったのではなくて、協議会で協議すべき事項を協議会の外で働きかける気はないと言ったんです。

杉山委員 今、この場で聞いていただければいいじゃないですか。これだけもめているんですから。

長谷川会長 はい。それで、何度か説明したつもりですが伝わっていないようなので再度お話ししますが、基本的に、既に運行されている団体を信頼しています。それは協議会の皆さんに十分に協議を尽くしていただいた上で、また、報告なども適時いただきながら、その運行について、皆さんでいろいろご指導いただいた上で、大きな事故もなく、またクレームもなく進んでいるということがその根拠です。その団体がそれぞれの実情に応じて、このような料金で新しいサービスを提供したい、それに向けて利用者とも話をしている。

それで、杉並移送サービスさんについては、30分でもいいからやってほしいという利用者の声が多いし、杉並移送サービスという団体としては、15分刻みよりは30分刻みの方がスムーズにサービスが提供できるということで、今回の30分500円という利用料金の体系で申請をいただいたと理解しています。

協議会で協議を経て、運行をしていただいている団体が、その団体の実情、また、利用者さんの要望を踏まえて出していただいた内容について、私の方から変更をしてくださいというお願いをするつもりはありません。

この協議が整わないということでしたら、杉山委員また磯委員の方に、こういった協議を経て、私たちが信頼をして運行していただく団体が、その実情に応じて出していただいたという内容について、とりあえずゴーサインを出して、その結果を、また、この協議会で協議するという形で検討するということができないかというお願いをしたいと思います。

杉山委員 できないかと聞かれましたから、できません。15分でやれるのを、何で30分で区切らなきゃいけないのか、その先の料金を利用者が負担しなきゃいけないのかというのが不思議です。もう少しそれを安くやれる人については、安くやってあげてほしいんですよ。さっきから言っているように、1,000円を500円にしろと言っているんじゃないんです。そういう刻みをしてあげて、1時間であれば、1,000円もらうんでしょから。それもいいんですよ。1、2と同じで、3番目が括りが違うというだけです。若宮さん、どうなんですか。それを言うと、会長は怒るかもしれませんが、そんなことでもめたくないじゃないですか。いいじゃないですか、同じ料金になるんですから。

長谷川会長 すみませんが、前回もそのことについてはお話ししましたが、15分ならいいとか、10分ならいいとか、30分ならいいというような、刻みを問題にしているのではなく、その団体がそれぞれのお考えに応じて、そういう体系で出してくられているということをここで協議していたと思います。15分じゃ、何でだめなんだということであれば、さっきも出たように、31分はどうするんだとかいう話になってきます。ここ、三、四時間使って、そういう話をずっとしてきたわけですが、合致する点がない。つまり、何分という話をしていたのでは、解決しないですよ。だから、15分ならいいと言えないですよ。30分ならいいとか、そういう、何分とかということじゃないんですよ。

杉山委員 先生の言い方をすれば、1時間1,000円という括りもいいということになると、非常に危険ですよ。高過ぎますよ。1時間1,000円、10分、15分きりやらない人も1,000円とっちゃう。そういう括りで提出してきたから、私たちは意見を言っているわけですから。

長谷川会長 すみませんが、1,000円というものは出てきていないので、そういうのはやめてください。

杉山委員 でも、同じ理屈を言っているじゃないですか。

長谷川会長 例えば、15分1,000円を出してきたとしたら、それはまた議論の仕方があったかと思えますけれども、そういうことではなくて、繰り返しになりますけれども、協議会で杉並区の中で運行していただくということで了承をした団体が、その実情に応じてこういう利用料金の体系として、申請をされてきているということを考慮していただきたいということです。30分とか15分とかということを認めてくださいというのではなく、既に運行されている実績もある団体さんが利用者さんとお話をした上で出されているということを考慮してくださいとお話ししたつもりです。

すみません。ほかにご意見はございますか。

樋口委員 私は長谷川会長の整理の仕方でいいと思っております。

杉山委員がおっしゃっていることは杉山委員のお考えだと思います。それこそ15分1,000円なんていうことでしたらば、やはりそれはどうなんだろうかということの意見の交換はあると常識的にも思いますが、全国移動サービスが調べたところでも、30分500円というのは、30分の括りというところも、あのとき私どもがみずから提案した根拠となるものでもありまして、そんなに、非常に論外な数字ではないと思っておりますし、それは、今、長谷川会長が整理して下さったように、この杉並移送サービスの考えとして、やり方として、それぞれの実情に応じて新しいサービスをつくっていききたい、そして、それを利用者にもご意見も伺ってのことだという範囲の中でお考えいただける内容だと、私は思っております。

ですから、杉山委員が、ある意味では、それは杉並移送サービスさんも意固地かもしれないけれども、同じように、杉山委員もやっぱり私から見れば意固地になっていらっしゃると思います。そこの判断のところは、今の長谷川会長の判断の内容で私はいいと思います。

ですから、それは1年間という期限つきというよりも、これまでのことでも、協議は整って、私どももやらせていただいておりますけれども、その中で本当に不都合なことが起こってくれば、またここでの問題になると思っておりますので、1年の期限をつけて支局に出すということではないと思います。

林委員 もう、前回から、今、ほとんど同じような議論がずっと続いておりますし、杉並移送サービスさんの方も、委員の主張は十分にわかっていらっしゃると思うんですね。

区として統一した方がいいかもしれないとか、それから、この会が議決を今までしたことがないとかということ、今、お聞きになっておわかりになったと思いますし、そういった中で、会長の立場としては、それ以上に歩み寄りということも言えないでしょうし、杉山委員が歩み寄りを、あなた様に言うと、余計意固地になるかもしれませんので。

すみません、ちょっとだけ議論から外れますけども、今、私の方から、改めて、例えば、杉並移送サービスさんにこれだけの議論を踏まえて、なおかつ歩み寄りというのはお考えになる余地がないですかということだけ、確認をさせていただいてもいいですか。

若宮委員 よろしいですか。我々が本当にこだわったのが、どうしても30分というのは僕たちは介助の一つの単位でしか考えられないんです。本当に僕たち親身になって介助したときって、そんな簡単に10分や15分で終わるものを介助と言えないと思っています。ですから、どうしてもやっぱり30分でやりたいと思っています。

林委員 ということで、そのお返事を踏まえた上でなんですけども、これだけの議論を踏まえて、一事業者さんが、ここまで、なおかつ、意固地ではなくておっしゃっているということであれば、この運営委員会が、ある事業者がどうしてもこうだということ、例えば、どうしてもそれを変えなさいと言えだけの立場なのかといたら、それはないのではないかと。ただし、そのことで不利になりますよという警告は発した方がいい。例えば、利用者さんがもび～るのおでかけサービスを見たときに、こっちは250円刻みだということで、そちらに利用者さんが流れるかもしれない。もちろんそれも十分にご承知の上で、その不利もそちらで引き受けるというようなことも再確認させていただいた上で、なおかつそのようにしたいということであれば、先ほどどなたかがおっしゃったけど、会費とかなんとかについても一律に決めているわけではないですから、そこまで主張なさるのであれば、それは統制する立場にはないんじゃないかと私は思っております。

それと、杉山委員のおっしゃることもとてもよくわかりますし、ですから、それだけ杉山委員が気にしておっしゃった事柄を、あえて無視したわけですし、あえて無視するというか、それで、なおかつ、例えば、次のときに250円という設定をしようと思ったら、また、わざわざ会議にかけなければいけないわけですからね。それもおわかりになった上で譲らないということであれば、それはそれで、そういう事業者があるということ、認めるということ、いいのではないかと私は思います。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。

それぞれのご意見については、今の協議の過程で大体明確になってきたかなと思います。問題は、これは数字が出る形での議決とするかどうかということになっているかだと思います。数字で出さないでもいいですが、反対意見がありながら協議整ったということにさせていただきますたいと今私は思っているんですけども、そのような形でいかがでしょうか。あえてここで手を挙げていただくということではなく、十分に反対のご意見も聞かせていただきましたし、団体の方も本当に最終的にそれで体系を変えるということではありませんでしたが、15分ということのメリット、また、30分ということのデメリットについても、より深く理解していただけたんじゃないかと思います。ですから、途中でちょっと数字が出るような形で決をとらせていただけてということもお話ししましたが、反対意見もあつたが協議整ったということにさせていただいてよろしいでしょうか。

磯委員 ちょっと確認だけ。私が言いたかったのは、今現在じゃなくて、将来的にいろんなものが出てくるのではないですかということなんですけども。

今、杉並移送サービスさんはこういうケースしか考えられないという考えなのか、あるいは、これ以下のものに関しては、そこまでかからないものに関しては、もう無料でサービスでやるという考えなのか、この部分というのをはっきりさせていただきたいと思います。将来を考えるのであれば、そういう刻みをちゃんと考えていただかないと、まずいんじゃないかと思います。

長谷川会長 わかりました。それについては、前回もお話したんですけども、あくまでもこれはまだやっていないことなので、実際やってみたらということが、もしかしたら、杉並移送サービス以外の団体でもおありかと思しますので、先ほど提案させていただいたとおり、来年度、何回協議会をやるかもわかりませんので、また、データが集まるのに、1カ月、2カ月ではということもありますので、こういうのはどうしても季節変動等もございまして、いつとは決めないまでも、来年度、必ず議題として、この件について、実際のデータも出していただいた上で、協議会として適切なかどうかということを検討し、もし必要であればそこで指導等を行うということをお約束させていただいた上で、反対意見もありながら協議整ったということにさせていただいてよろしいでしょうか。

( 了承 )

長谷川会長 本当に長時間、ありがとうございました。

運営協議会というものに対する考え方を、また皆さん、それぞれ深めていただけたのではないかと思います。



そうしましたら、前回、軽介助以外の部分も出ておりましたが、第2回に出ましたものにつきましては、軽介助については今回の内容で協議整ったということで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

そのほか、事務局からよろしく申し上げます。

事務局 はい。長時間にわたり、皆さん、どうもありがとうございました。

次回運営協議会についてということですが、年度当初に、5月、遅くとも6月ぐらいには、当該年度のニーズの把握、福祉有償運送の必要性の確認という作業をしていただいておりますので、まだ、日程まで詳細は決めておりませんが、5月か6月ぐらいには22年度の第1回協議会を開催させていただきたいと思っております。

また、日程につきましては、会長等を含めて、後日改めて調整させていただきたいと思っております。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございました。また、来年度も運営協議会の方、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、本当に長時間にわたり、また、この議題につきましては、前回から引き続き議論をいただきまして、ありがとうございました。

これで第3回杉並区福祉有償運送運営協議会を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

平成 22 年 3 月 16 日  
区役所第 4 会議室

## 第 3 回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

### 会長あいさつ

#### [議 題]

- 1 福祉有償運送団体に関する協議等
  - ・「特定非営利活動法人 福祉送迎サービス・杉並」の料金協議について  
(団体要件確認表：事前配布)
  - ・「特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並」の料金協議について  
(団体要件確認表：事前配布)
  - ・「特定非営利活動法人 杉並移送サービス」の料金協議について  
(団体要件確認表：事前配布)
  
- 2 その他
  - ・ 次回運営協議会について

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

項目		団体の状態	添付資料	
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 福祉送迎サービス・杉並	
		所在地	杉並区清水三丁目27番2号	
		代表者	理事長 長谷川 信儀	
2	運送の対象	登録会員 69人 (平成21年12月現在)		
3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内		
4	使用車両	福祉車両	3台	
		セダン型車両	9台	
		使用権原	福祉車両は、運送主体所有1台、提供車両2台 セダン型車両は、全て提供車両	
5	運転者	運転協力員人数	13人	
		普通第二種免許所持者数	1人	
		交通事故その他道路交通法違反に係る履歴		
6	損害賠償措置	対人：無制限(12台) 対物：無制限(8台)、2,000万円(1台)、1,000万円(3台)		
7	運送の対価	【利用者負担額】 変更協議の内容 別紙1のとおり		
8	運行管理体制	運行管理		
		車両の整備管理		
		事故時の対応		
		苦情処理の対応		
9	法令遵守			
10	その他	利用者への周知		
		収支状況		
		車両の表示		
		自動車内の掲示		

**軽介助料金について（案）**

特定非営利活動法人  
福祉送迎サービス・杉並

軽介助料金案について、2月23日に開催されました運営協議会での協議内容を検討した結果、以下の通り修正して申請致します。

乗車前、あるいは降車後の軽介助（利用者の乗った車いすを操作すること、歩行器や杖をご利用の利用者を見守ること、荷物をお持ちすること、その他の見守り・お手伝い等の行為）を利用者から依頼された場合には、1運行内での合計15分までの軽介助に対して250円、以後15分まで毎に250円の軽介助料金を設定する。また、買い物、院内介助等の場合（往復運行）にも、車両を降車してから乗車前までの軽介助に要した時間が15分までは250円、以後15分まで毎に250円とする。

軽介助時間	軽介助料金
軽介助開始～15分	250円
以後、15分まで毎に加算	250円

（参考）利用者Aさんのケース

運営協議会後の2月27日、3月2日、3月6日に、透析後のベッドか車前までの時間を測定。2月27日は18分、3月2日は22分、3月6日は20分の軽介助の時間を要した。

以上

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

項目		団体の状態	添付資料	
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並	
		所在地	杉並区荻窪五丁目18番11号 サニーシティ荻窪103	
		代表者	理事長 樋口 蓉子	
2	運送の対象	登録会員 140人 (平成21年12月現在)		
3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内		
4	使用車両	福祉車両	2台	
		セダン型車両	4台	
		使用権原	福祉車両は、運送主体所有 セダン型車両は、提供車両	
5	運転者	運転協力員人数	15人	
		普通第二種免許所持者数	2人	
		交通事故その他道路交通法違反に係る履歴		
6	損害賠償措置	対人：無制限（6台） 対物：無制限（6台）		
7	運送の対価	【利用者負担額】 変更協議の内容 別紙1のとおり		
8	運行管理体制	運行管理		
		車両の整備管理		
		事故時の対応		
		苦情処理の対応		
9	法令遵守			
10	その他	利用者への周知		
		収支状況		
		活動実績		
		車両の表示		
		自動車内の掲示		

### 料金改定に伴う軽介助料金について（案）

特定非営利活動法人おでかけサービス杉並

料金改定に伴う軽介助料金について、2月23日に開催された運営協議会での協議結果を団体に持ち帰り再度検討した結果、以下のとおり修正して申請いたします。

車両に乗車する前、あるいは降車後の見守りや付添等の軽介助を利用者から依頼された場合は、1運行内での合計15分までの介助に対して250円、以降15分まで毎に250円の軽介助料金を設定する。

時 間	金 額
軽介助開始～15分	250円
以降15分まで毎に加算	250円

以上

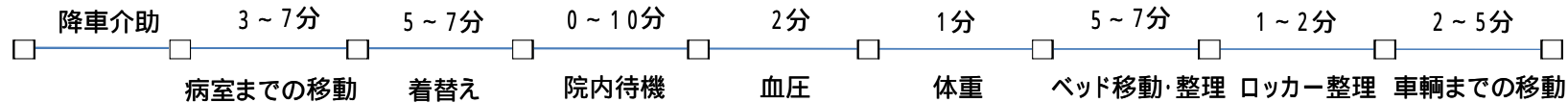
杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

項目		団体の状態	添付資料	
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 杉並移送サービス	
		所在地	杉並区阿佐谷南二丁目2番17号	
		代表者	理事長 若宮 恒徳	
2	運送の対象	登録会員 88人 (平成21年12月現在)		
3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内		
4	使用車両	福祉車両	6台	
		セダン型車両	10台	
		使用権原	福祉車両は、運送主体所有3台、提供車両3台 セダン型車両は、全て提供車両	
5	運転者	運転協力員人数	16人	
		普通第二種免許所持者数	4人	
		交通事故その他道路 交通法違反に係る履 歴		
6	損害賠償措置	対人：無制限(16台) 対物：無制限(14台)、1,000万円(1台)、500万円(1台)		
7	運送の対価	【利用者負担額】 変更協議の内容 別紙1のとおり		
8	運行管理体制	運行管理		
		車両の整備管理		
		事故時の対応		
		苦情処理の対応		
9	法令遵守			
10	その他	利用者への周知		
		収支状況		
		車両の表示		
		自動車内の掲示		

## A. 透析医療機関による検証の結果

(補足)

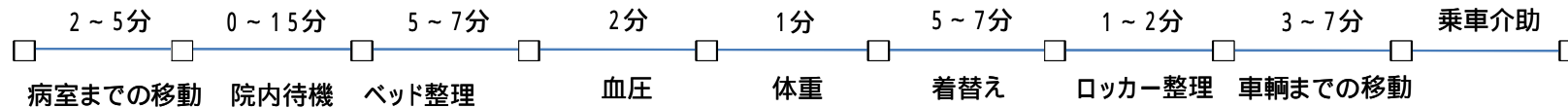
### 1. 透析前院内介助の場合



最短19分(最短時間の合算)

最長41分(最長時間の合算)

### 2. 透析後院内介助の場合



最短19分

最長46分

## B. 利用者および家族様との話し合いの結果

透析患者様の介助は、患者様の心を理解した者の心からの介助が必要で、時間ではなく内容の問題であり安かろう悪かろうのサービスは必要ない  
安全第一で快適(患者様にとって)な介助が必要

## C. 結論

上記Aより透析前、後介助においては少なくとも20~30分の時間となること、又、ご利用者様(ご家族)との話し合いにより時間ではなく心の介助をとの  
お言葉より、当社は30分を1単位として介助時間の設定を申請します。

ただ、介助サービス開始に当たっては、ご利用者様(ご家族)との綿密な打ち合わせにより、その内容をご利用者様(ご家族)ご納得のうえ設定致します。